

報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

東京都議会議員選挙入場整理券の印刷誤りに起因する郵便料金の割引が不適用になった事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

足立区長 近藤弥生

## 事故に関する和解について

足立区は、東京都議会議員選挙入場整理券の印刷誤りに起因する郵便料金の割引が不適用になった事故について、下記により和解する。

### 記

#### 1 相手方

東京都江東区東陽三丁目 22 番 4 号  
サンメッセ株式会社東京支店 支店長 高木 威

#### 2 本件事象の概要

足立区及びサンメッセ株式会社東京支店（以下「相手方」という。）は、令和7年4月1日付で委託契約（7足総契契第020612号、件名：投票所入場整理券及び選挙人名簿副本の作成、封入封緘作業委託。以下「本件契約」という。）を締結した。

本件契約に基づき作成した投票所入場整理券を郵便局へ届け出た際、郵便事業者が定めるカスタマーバーコードの表示基準に不適合なものが多数確認された。これにより、郵便料金の特別割引が適用されず、郵便料金差額費用が発生した。

当該差額費用となる金 5,243,235 円の負担について協議した結果、足立区が金 2,621,617 円、相手方が金 2,621,618 円をそれぞれ負担することで合意した。

#### 3 和解の要旨

別紙、合意書のとおり

以上

## 合意書

足立区（以下、「甲」という。）及びサンメッセ株式会社東京支店（以下、「乙」という。）は、甲乙間の令和7年4月1日付委託契約（件名：投票所入場整理券及び選挙人名簿副本の作成、封入封緘作業委託）（7足総契契第020612号）（以下「本件契約」という。）に関し、当該業務の履行において生じた郵便料金差額費用（以下「本件差額」という。）について、その円満な解決を図るため、双方互譲の上、以下のとおり合意する。

### 第1条（本件差額の確認）

- 1 甲及び乙は、本件差額の総額が金5,243,235円であることを相互に確認する。
- 2 甲及び乙は、前項の本件差額について、甲が金2,621,617円を、乙が金2,621,618円を、それぞれ負担することを合意する。
- 3 甲及び乙は、前項に定める乙の負担部分について、本件契約に基づく委託代金の減額又は対価の調整を目的とするものではなく、甲に生じた本件差額の一部を填補する趣旨の損害賠償金として支払われるものであることを、相互に確認する。

### 第2条（支払義務）

- 1 甲は、乙に対し、本件契約に基づく委託代金として、金16,685,717円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲に対し、前条第2項に定める負担金として、金2,621,618円の支払義務があることを認める。

### 第3条（支払方法）

- 1 甲は、乙からの請求に対し、前条第1項に定める金16,685,717円を、令和8年2月28日限り、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 乙は、甲からの請求に対し、前条第2項に定める金2,621,618円を、令和8年1月31日限り、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

### 第4条（清算条項）

甲及び乙は、甲と乙との間には、本件契約及び本件差額に関し、本合意書に定めるものほかに何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

第5条（準拠法）

本合意書に関する一切の紛争については、日本法に従って解釈されるものとする。

本合意の成立を証するため本書2通を作成し、各当事者記名押印のうえ、甲及び乙が原本各1通を保有する。

令和8年 1月 9日

甲 住 所 東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
氏 名 足立区  
足立区長 近藤 弥生 印

乙 住 所 東京都江東区東陽三丁目22番4号  
氏 名 サンメッセ株式会社東京支店  
支店長 高木 威 印